受講資格確認書類

受講資格	該当者	必要書類	免除科目
1	保育士の資格を有する者	以下の書類のうちいずれかひとつ ・保育士登録機関登録事務処理センターが交付する保育士証【写し】 ・保育士（保母）資格証明書【写し】	④⑤ ⑥⑦
2	社会福祉士の資格を有する者	以下の書類のうちいずれかひとつ ・社会福祉士試験合格通知書【写し】 ・公益財団法人社会福祉振興・試験センターが交付する社会福祉士登録証【写し】	⑥⑦
3	高等学校を卒業した者(※1）等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの	以下の書類すべて ・卒業証書【写し】 または 卒業証明書 ・実務経験証明書（様式２）	
4	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第４条に規定する免許状を有する者	以下の書類のうちいずれかひとつ ・教育職員免許状【写し】 ・教育職員免許状授与証明書	④⑤
5	大学(※2)において、社会福祉学等(※3)を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	以下の書類のうちいずれかひとつ ・卒業証書【写し】 ・卒業証明書	
6	大学において、社会福祉学等(※3)を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより大学院等への入学が認められた者(※4)	・大学院入学許可書等【写し】	
7	大学院において、社会福祉学等(※3)を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	・修了証明書等	
8	外国の大学において、社会福祉学等(※3)を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	以下の書類のうちいずれかひとつ　(※5) ・卒業証書【写し】 ・卒業証明書	
9	高等学校卒業者等であり、かつ、２年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者(※6)であって、市町長が適当と認めたもの(※7)	以下の書類すべて ・卒業証書【写し】 または 卒業証明書 ・実務経験証明書 及び 市町長が発行する認定証明（様式２）	
10	５年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町長が適当と認めたもの(※7)	・実務経験証明書 及び 市町長が発行する認定証明（様式２）	
前年度一部科目修了者		一部科目修了証（写）	受講済科目

※1	学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校(旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者
※2	学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学含む。）
※3	社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科
※4	学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
※5	証明書が外国語の場合は、翻訳を添付する等、証明書の内容がわかるようにすること。
※6	放課後子ども教室に従事していた者のほか、地方公共団体や民間団体が実施する、児童の遊び場を提供する事業（いわゆる「プレイパーク」や「民間学童」など、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」の届出を行わずに実施している類似の事業など）において、児童と継続的な関わりを持っていた者等が考えられる。ここでは、児童と積極的な関わりを持つことが必要であり、単なる見守りなどの経験は含まれないこと。なお、遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者が対象であり、例えば、学習支援を目的とする塾等で、児童に対し継続的に勉強を教えていたとしても、他に遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験がない限り、対象とはならないこと。また、ここでの「継続的」とは、2年以上従事し、かつ、総勤務時間が2,000時間程度あることが一定の目安と考えられる。
※7	放課後児童健全育成事業に従事した者（9号申請）及び5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者（１０号申請）については、市町長の認定が必要となる。